



平成 30 年 7 月 26 日
第六管区海上保安本部

夏季における海の安全推進活動の実施について ～ マリンレジャーを安全に楽しんでもらうために ～

第六管区海上保安本部では、平成 30 年 8 月 1 日（水）から 31 日（金）までの間を重点期間とし、マリンレジャー愛好者を対象とした海の安全推進活動を実施します。

《海の安全推進活動の取組み》

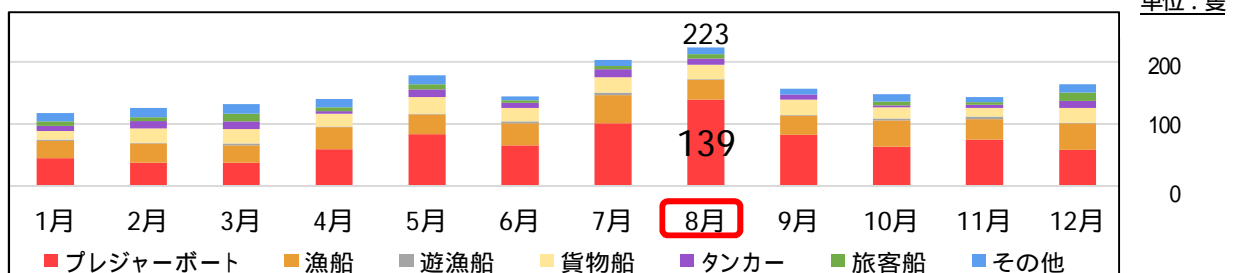
第六管区海上保安本部が管轄する瀬戸内海及び宇和海では、例年 8 月にマリンレジャーに伴う海難が多く発生していることから、「海の事故ゼロキャンペーン」（7月16日～7月31日）に引き続き、8月1日から31日までの間、「夏季における海の安全推進活動」を展開し、海難防止を呼びかけます。

《重点推進事項》

- ・ 遊泳者及び釣り人に対する事故の未然防止活動（海浜パトロール等）の実施
- ・ プレジャーボート等小型船舶の船長等を対象とした海難防止講習会の実施
- ・ トーイング遊具使用中における事故防止に向けた安全指導の実施
- ・ 海の事故ゼロキャンペーンに引き続き「自己救命策3つの基本プラスワン」及び「自船の安全確保3か条」の周知・啓発活動の実施

《月別の海難発生状況（六管区内、過去5年（平成25～29年））》

8月の船舶海難隻数（223隻）のうち62%がプレジャーボート（139隻）による海難



8月の人身海難人数75人

